

# 福山市の国民健康保険



福 山 市

## 国民健康保険とは

日本では、すべての人が医療保険に加入することになっています。

医療保険のうちの1つに、国民健康保険（国保）があり、福山市に住んでいる次の人は、みなさん加入しなければなりません。

- 会社等の健康保険に加入していない人
  - 後期高齢者医療制度に加入していない人
  - 生活保護を受けていない人
  - 外国籍で3か月を超える日本に滞在すると認められた人
- ※ただし、在留資格が「特定活動」で次の活動内容の人は加入できません。**
- ・医療を受けることや、その付添いを目的とした在留資格を持つ人
  - ・観光、保養その他これらに類する活動等とされている人や、  
その人に同行する配偶者の人

国保に加入すると、国民健康保険税（保険税）がかかりますが、医療機関等に行ったとき、窓口で支払うお金が一部ですみます。

国保は、被保険者みんながお金を出し合う、助け合いの制度です。いざというとき、あなたの健康を守ってくれるのが国保です。

## 「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」

国保に加入すると、マイナ保険証を持っているか持っていないかにより、次のどちらかを交付します。交付されたものは大切にしてください。

なお、マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことをいいます。

- ・マイナ保険証を持っている人：資格情報のお知らせ
- ・マイナ保険証を持っていない人：資格確認書

資格確認書等の貸し借りや内容の書きかえは絶対にしてはいけません。

## 医療機関等の受診について

病院などに行くときは、次の方法で受付してください。

- ・マイナ保険証を持っている人：マイナ保険証をカードリーダーに置く。  
※国保に加入して1週間程度のうちに病院などに行くときは、マイナ保険証と資格情報のお知らせを病院などの窓口に出してください。
- ・マイナ保険証を持っていない人：資格確認書を病院などの窓口に出す。

## 国保で受けられる給付等

国保では、病気やケガをして、病院などに行ったとき、マイナ保険証または資格確認書で受付をすると、医療費の一部を支払うだけで診療を受けることができます。

### 一部負担金の割合

対象被保険者	負担割合	
義務教育就学前の人	2割	
義務教育就学後から70歳未満の人	3割	
70歳以上 75歳未満の人 (高齢受給者)※	現役並み所得者	3割
	一般	2割
	低所得者	2割

※高齢受給者の所得区分について、詳しくは保険年金課へお問合せください。

(例) 医療費が 5,000円かかったとき(3割負担の場合)

市の負担 3,500円

あなたの支払い 1,500円

### ●入院したときの食事代

1食当たりにかかる費用のうち、標準負担額を被保険者が負担します。

### ●療養費の支給

急病や旅先などでマイナ保険証または資格確認書を持っていないなど、医療費の全額を自己負担したときに、一部負担金を除いた金額が支給される場合があります。

### ●高額療養費の支給

1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、超えた金額が支給されます。

### ●出産育児一時金の支給

被保険者が出産した場合に支給されます。

### ●葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

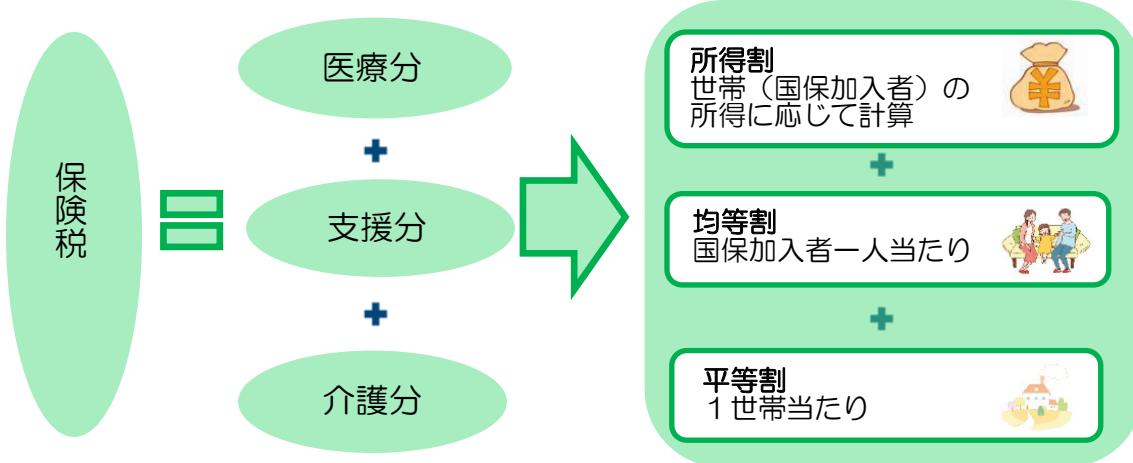
### ●移送費の支給

重病人の入院や転院など医師が認め、国保が認めた場合に支給されます。

## 保険税について

保険税は、国保に加入しているみなさんの医療費の支払いにあてる大切な財源で、年度ごと、世帯ごとに前年所得をもとに決定します。保険税を納める義務は、住民票の世帯主にあります。

保険税は、使われる目的別に「医療分」・「支援分」・「介護分」があり、それぞれ「所得割」・「均等割」・「平等割」の合計で計算します。「医療分」と「支援分」は全員にかかりますが、「介護分」は40歳以上65歳未満の人にだけかかります。



保険税は、国保加入の手続きをした月からではなく、転入や社会保険の資格喪失など、国保の資格を得た月から課税します。また、勤務先等の健康保険に加入したことなどにより、年度の途中で国保をやめる場合は、国保をやめる前月までを月割りで計算して課税します。

支払った保険税の全額が、所得税、市・県民税の申告の際に、社会保険料控除の対象になります。

## 所得の申告について

保険税は、前年の所得によって計算をします。そのため、前年に所得がいくらあったかという申告が必要です。

日本に来た最初の年は、自分で申告する必要があります。できる限り、国保の加入手続き時に申告をしてください。申告をしていない場合は、住民票のある住所か設定された送付先に申告書を郵便で送ります。申告書が届いた人は、必ず申告をしてください。

会社に勤めており、前年に給料をもらった場合は、会社が市役所に申告をするため、原則、自分で申告する必要はありません。ただし、会社で働いていても、会社から市役所へあなたの所得の申告がない場合は、自分で申告が必要です。

前年の所得がない、前年の所得がわからないなどを理由として、申告をしていない場合、保険税の軽減が受けられないなど、不利となります。必ず申告をしてください。

## 国保に加入して2年目以降の保険税

日本に来た最初の年は、前年に日本での所得がないため、申告をすることでお一番安い保険税を払うこととなります。

しかし、会社に勤め、日本での所得が増えた場合、2年目からはその所得に応じて計算するため、保険税が高くなります。



## 保険税の支払い方法

国保に加入すると、住んでいるところへ世帯主に納税通知書（納付書）を送ります。

納付書が届いたら、決められた日までに払ってください。

※翌年度以降は、毎年7月中旬に1年間分の納税通知書（納付書）を送ります。

保険税の支払いは、7月から翌年2月の8回払いです。

支払い方法は、次の（1）（2）です。

### （1）福山市から届いた納付書で払う

#### ①現金で払う

いつまでに払うか、納付書に日にちが書いてあります。

その日までに、銀行や郵便局、コンビニ、市役所で払ってください。



#### ②スマートフォン決済で払う

持っているスマートフォンにスマートフォン決済アプリがあれば払うことができます。届いた納付書に書いてあるバーコードが必要です。

〈使うことができるアプリ〉

PayPay PayB au PAY FamiPay

### （2）口座振替（銀行や郵便局の口座から自動で払う）

口座振替の申し込みが必要です。申し込みをする人はキャッシュカードと身分証明書（マイナンバーカードや在留カードなど）を持って、市役所で手続きしてください。

〈キャッシュカードで登録ができる銀行〉

広島銀行、中国銀行、もみじ銀行、ゆうちょ銀行、福山市農業協同組合、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、しまなみ信用金庫、山口銀行、伊予銀行、愛媛銀行、広島信用金庫、中国労働金庫

## 保険税を払わないとどうなる？

決められた日までに支払うことが難しい場合は、世帯主の申請により、分割納付もできます。払わないまま放置せずに相談してください。

支払い・相談がない場合は次のようにになります。

- 督促状が届きます。督促状に書いてある決められた日までに払ってください。
- 払うお金が多くなります（延滞金が発生します）。
- 支払いの案内のために催告書を送ったり、あなたの家に訪問したり、電話をかけたりします。
- 病院や薬局でかかるお金を全部自分で払うことになります。
- あなたの給料や銀行に入っているお金を市が引いて、保険税のお金にします。

## 保険税の軽減・減免

特別な理由がある場合、保険税の軽減・減免制度を利用できることがあります。詳しくは保険年金課へ相談してください。

### ●保険税の軽減制度

妊娠85日（4か月）以上の出産する予定またはした人、倒産・解雇・雇止めなど非自発的理由で失業した人は、申告により保険税が軽減される場合があります。

### ●保険税の減免制度

国保被保険者が災害などにより損害を受けた場合、事業の休廃止、長期入院などをされた場合は、保険税を減免する制度を設けています。（世帯内の合計所得金額など一定の要件があります。）

## 会社等の健康保険に加入したとき

会社等の健康保険に加入した場合、国保をやめる手続きが必要です。

次のものを準備し、保険年金課または各支所・分所・分室で手続きしてください。

### ＜必要なもの＞

- ・会社等の健康保険の情報（被保険者名前・資格取得日・被保険者記号番号・保険者）が確認できるもの  
例えば、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」など
- ・国保の資格確認書（交付されている人のみ）  
(資格情報のお知らせは自分で処分してください。)
- ・窓口に来る人の本人確認書類（代理人の手続きも可）

## 転出・出国するとき

転出・出国するときは、資格確認書の返却と保険税の精算が必要です。

必要な税額を再計算し、納付書を発行します。決められた期限までに払いましょう。

- 保険税を払いすぎているときは、還付依頼書を提出してください。払いすぎたお金を指定された口座に返します。
- 5月・6月に転出・出国するときなど、税額が決まっていないときは納付書を渡すことができません。納税通知書（納付書）を送るので異送付先届を提出してください。指定された場所（日本で納税について管理してくれる人）に送付します。

### 問合せ先

保険年金課	資格・申告のことは 給付のことは 支払いのことは	084-928-1055 084-928-1054 084-928-1157
松永市民サービス課	930-0402	北部市民サービス課 976-8802
東部市民サービス課	940-2576	神辺市民サービス課 962-5011
沼隈支所	980-7703	新市支所 0847-52-5514
鞆支所	982-2660	内海支所 986-3111
芦田支所	958-2511	加茂支所 972-3111
内浦分所	986-3912	山野分所 974-2001
水呑分室	956-1011	熊野分室 959-1236